

令和元年6月23日現在

機関番号：33801

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2017～2018

課題番号：17H07066

研究課題名（和文）有害・不快言論の規制の限界 ゼカライア・チェイフィーと低価値言論の規制根拠

研究課題名（英文）Regulation of Harmful Expression : Zechariah Chafee and Low-Value Speech

研究代表者

菅谷 麻衣 (SUGAYA, Mai)

常葉大学・法学部・助教

研究者番号：10802316

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、日米の有害・不快表現に関する比較研究である。本研究では、わいせつ物や名誉毀損といった低価値言論の規制根拠に関する日米の史料を調査した。その結果、日米の法学界において、低価値言論が規制されることは広く受け入れられているが、その規制根拠については明らかとなっていないことが分かった。

そこで本研究では、ヘイトスピーチなどの有害・不快言論を規制する際の実質的な規制根拠を明らかにし、裁判所が当該言論を解釈する際の指針を示すことを目的とした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的な特色は、これまで日米の憲法学界で十分検討されてこなかった低価値言論類型の実質的な規制根拠から、当該類型の規制の限界を明らかにしようとする点にある。つまり、本研究は低価値言論の法理の詳細を論じぬまま、徒にそれを受容してきた日米の実務・学界に有効な解釈論を提示するものである。したがって、本研究が達成された際には、低価値言論類型の実質的な規制根拠が明らかとなり、当該類型に新たな言論が付加される際の立法ないし解釈上の指針が示される。

研究成果の概要（英文）： My research is a comparative examination of how harmful and offensive expression is regulated in Japan and the United States. The targets of my analysis are the legal history of low value speech such as obscene and libel in the U.S. and Japan. My research indicates that legal circles in the U.S. and Japan widely agree that low value speech should be regulated, but dispute the reasons why.

The research seeks a better understanding of why harmful and offensive expression including hate speech should be regulated, in order to create a viable framework of interpretation that may also be used in Japanese courts.

研究分野：憲法学

キーワード：憲法 アメリカ憲法 言論の自由 有害・不快言論 低価値言論 チェイフィー ヘイト・スピーチ  
明白かつ現在の危険

## 1. 研究開始当初の背景

2015年に地方自治体による女性差別言論に対して市民からの抗議が殺到し(後述注1)、2016年にヘイト・スピーチ解消法(後述注2)が成立したように、一定の「害悪(harm)」を生じる有害・不快言論の規制がわが国でも喫緊の課題となっている。他方で、良かれ悪しかれその社会変革的な「効果」を理由に表現の自由が手厚く保護されてきた側面があるため(奥平康弘『表現の自由』(有斐閣、1984)47頁)、表現に必然的に伴う効果と表現が惹起する害悪を慎重に峻別し、その規制の限界を画定する必要がある。従来、アメリカ憲法学に強い影響を受けてきたわが国の憲法学は、わいせつや名誉毀損等の一定の害悪を生じる表現を「低価値言論(low value speech)」類型と呼び、他の「高価値な」言論とは異なる取扱いをしてきた(高橋和之『立憲主義と日本国憲法[第三版]』(有斐閣、2013)210頁)。しかし、近年規制の必要性が意識されるようになった有害・不快言論を、この伝統的な低価値言論の類型に含有することは可能なのだろうか。また、その場合、いかなる論拠によってかかる含有を正当化することができるのか。

上述した問題意識に基づき、代表者は、有害・不快言論の代表例として性表現を題材に選び、日米においてなぜ性表現が規制されるのかを検討する中で、低価値言論類型の実質的な規制根拠が解明されていないという問題点を発見した(菅谷麻衣「修正1条の空隙 アメリカにおけるわいせつ表現の規制根拠」陶久利彦編著『性風俗と法秩序』(尚学社、2017年))。すなわち、アメリカ連邦最高裁が初めて低価値言論の類型に言及した、1942年のChaplinsky v. New Hampshire事件連邦最高裁判決(315 U.S. 568)まで遡行したが、同判決は低価値言論類型の実質的な規制根拠として、当該類型の低価値性と有害性の2つの論拠を挙げるだけで、いずれが決定的な根拠になるのかについて明示していないのである(Id. at 572)。しかし、かかる伝統的な低価値言論類型に新たな言論類型を加えるのであれば、低価値言論類型の実質的な規制根拠を明らかにし、新たな言論類型にもその根拠が妥当することを証明することが本来必要である。

したがって、ヘイト・スピーチ等の有害・不快表現をめぐる問題の解決策として、低価値言論類型の実質的な規制根拠を明らかにすることで、当該言論の規制の限界を特定するということが考えられる。

## 2. 研究の目的

以上の研究開始当初の先行研究の状況及び問題意識に基づき、本研究では、低価値言論類型に対する規制が憲法上許容される論拠を明らかにし、当該類型に新たな言論が付加される際の立法ないし解釈上の指針を示すことを目的とした。

## 3. 研究の方法

本研究では具体的に次のことを明らかにすることで、上記の研究目的を達成しようとした。

第一に、低価値言論類型の実質的な規制根拠を明らかにする。従来の日米の判例・学説においては、低価値言論は有害で、低価値な言論であると理解されており(芦部信喜『憲法学 人権各論(1)[増補版]』(有斐閣、2008)410頁、Erwin Chemerinsky, *Constitutional Law* 1304-05 (4th ed. 2013))、その実質的な規制根拠を曖昧にしたまま当該法理が利用されてきた(駒村圭吾「Mode of Speech R. A. V. v. City of St. Paul 事件判決におけるスカリア法廷意見の可能性」小谷順子ほか編『現代アメリカの司法と憲法』(尚学社、2013)23頁)。しかし、低価値言論の実質的な規制根拠を明らかにせず、徒に新たな低価値言論の付加を認める立法及び解釈は、国民の権利を大きく縮減する。そこで、先述したChaplinsky判決に著作が引用されており、低価値言論の法理に大きな影響を与えたと思われる(「言語と行為の臨界 米国におけるポルノグラフィ規制条例違憲論の帰趨」法學政治學論究第103号(2015))、ハーヴァード大学ロー・スクールのゼカライア・チェイフィー(以下、チェイフィー)の著作・私的な書簡にまで遡ることで、この問題の解決を図る。

第二に、低価値言論の法理と「明白かつ現在の危険(clear and present danger)」の法理の関係性を明らかにする。すなわち、上記の作業により、低価値言論類型の実質的な規制根拠が有害性であるとされた場合、当該類型に「明白かつ現在の危険」の法理を適用することで規制範囲を限定することが可能か否かを明らかにする。現在のわが国の憲法学の理解では、低価値言論類型に対して「明白かつ現在の危険」の法理を適用することはできないとされているが(伊藤正己『言論・出版の自由』(岩波書店、1959)294頁)、この二つの法理の誕生にかかわったとされる(See Zechariah Chafee Jr., *Free Speech in The United States* (1941))チェイフィーに関する一次史料を検討することで、かかる理解が正しいのか否かを検証する。

#### 4. 研究成果

本研究の結果、低価値言論の規制の限界を特定するには、低価値言論の規制根拠を明らかにするだけでなく、低価値言論と内容規制 / 内容中立規制二分論の関係を整理する必要があることが明らかとなった。

上述したように、当初、本研究では、低価値言論の実質的な規制根拠を明らかにすることで、当該言論の規制の限界を特定しようと試みていた。しかし、低価値言論に関する日米の文献を広範に収集する中で、低価値言論の法理も時代と共に変化しており、特に 1970 年代の内容規制 / 内容中立規制二分論との関係を整理しなければ、低価値言論の規制の限界を特定することは不可能であることが判明した。さらに、この 1970 年代の低価値言論と内容規制 / 内容中立規制二分論の関係が現在のアメリカの言論の自由法理を基底しており、大企業の政治献金が「言論 (speech)」として保護される一方で、ヘイト・スピーチを規制する条例が違憲と判断されるといったアメリカにおける言論の自由の現代的な「転回」の原因となっていることが明らかとなった。

以上の研究成果に関しては現在活字化の最中であり、近く大学紀要に投稿する予定である。また本年度の National Women's Studies Association (NWSA) 2019 Annual Conference において、海外の研究者とパネルを組み、本研究の研究成果の一部を発表する予定である。

(後述注 1)「三重県志摩市公認萌えキャラクター『碧志摩メグ』の公認撤回を求める署名運動」(<http://chn.ge/1MxJorT>) 等 [2017 年 4 月 30 日情報取得]。

(後述注 2) 正式名称は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」である。

#### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 2 件)

菅谷麻衣、「日本におけるヘイトスピーチ規制の現状 表現の自由・平等原理・個人の尊厳の付置に関する予備的考察」、弱者の固定化と排除の過程に関する憲法学的考察研究会」2018 年 5 月 5 日、明治大学

Mai SUGAYA, "Regulating Pornographic Magazines in Japanese Convenience Stores: Protecting Local Welfare or Playing to the International Gaze", National Women's Studies Association (NWSA) 2019 Annual Conference, 2019/11/14-17, San Francisco, the U.S.

〔図書〕(計 1 件)

憲法理論研究会編『展開する立憲主義』(敬文堂、2017)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年:

国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6．研究組織

### (1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

### (2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。